令和５年10月１日以降の認定申請分から、新型コロナウイルス感染症の発生に起因するセーフティネット保証４号は、資金使途が借換（借換資金に追加融資資金を加えることは可）に限定されております。ご確認のうえ、以下にチェックをお願いします。

□ 当該申請は既存融資の借換を目的とした申請です。

様式第４－②（新型コロナウィルス感染症）

|  |
| --- |
| 中小企業信用保険法第２条第５項第４号の規定による認定申請書 　　年　　月　　日　　 矢掛町長　殿 　 申請者　　　　　　　　　　　　　　　　 　 住　所　　　　　　　　　　　　 　　　  　 氏　名 　　 　私は、新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第２条第５項第４号の規定に基づき認定されるようお願いします。記１　事業開始年月日 　　　　 年　　月　　日２ （１）売上高等 　 （イ）最近１か月間の売上高等 減少率　　　　％（実績） Ｂ－Ａ Ｂ ×100 　 Ａ：災害等の発生における最近１か月間の売上高等　 　　　　　　　　　円　 Ｂ：Ａの期間に対応する前年１か月間の売上高等　　 　　　　　　　　　円 （ロ）最近３か月間の売上高等の実績見込み 　　　  （Ｂ＋Ｄ）－（Ａ＋Ｃ）　　　　　　減少率 ％（実績見込み） Ｂ＋Ｄ ×100 Ｃ：Ａの期間後２か月間の見込み売上高等　　　 　　 円　 Ｄ：Ｃの期間に対応する前年の２か月間の売上高等 　 円３　売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由  |
| 市町村認定欄　　番号　矢産観第　　　　号の２　　　　　　　年　　月　　日申請のとおり、相違ないことを認定します。本認定書の有効期間：　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで矢掛町長　　　　　　　　　　 |

（留意事項）

　①　本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

　②　市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。